

第3回大阪府障がい者施策推進協議会
手話言語条例検討部会

日 時：平成28年7月20日（水）
午後2時から午後4時まで

場 所：大阪府公館

○事務局 第3回大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例検討部会を開催いたします。本日の司会は障がい福祉室自立支援課です。よろしくお願いいたします。

本日ご出席の委員の皆さまを司会に近い座席から順にご紹介します。お名前のみのご紹介とさせていただきます。また、皆さま着席のまま、自己紹介もなさらずそのままをお願いいたします。では、手前からでございます。

ゲストスピーカーの久保沢さま。

長谷川委員。

泉元委員。

辰巳委員。

大森委員。

井澤委員。

正面でございます河崎部会長。

慎委員。

嵐谷委員。

山本委員。

大竹委員。

長宗委員。

本日は全委員ご出席でございます。続きまして事務局です。障がい福祉室自立支援課課長ほか4名が出席しております。よろしくお願いいたします。

次に配付資料の確認です。

まず次第。

配席図。

資料1「手話言語条例検討部会提言（素案）」。

資料2「企業における手話に関する取組み例」。

資料3「乳幼児期の手話習得支援の取組み事例～『にじっこ』の視察結果について」。

資料4「『手話言語』に関するアンケート（案）」。

また、各委員からご提供いただきました資料につきまして、委員提出資料1、委員からの提出資料。

2としまして、委員の提出資料。

最後に参考資料として「第2回部会 議事概要」を付けさせていただいています。

資料の不足がないかどうかのご確認をお願いいたします。よろしいですか。すみません。1つ抜けておりました。ゲストスピーカーの提出資料を配席図のすぐうしろに付けております。資料はよろしいですか。

前回、委員からご提案いただきましたゲストスピーカーの証言については、残念ながらご本人さまの日程の都合がつかず、断念せざるを得なくなりましたので、ここにご報告させていただきます。

なお、当部会におきましては運営要領により原則公開です。配付資料、委員各位の発言

内容も議事録として大阪府ホームページで公開する予定です。ただし、委員名は記載しません。ご了解のほどお願い申し上げます。

それでは、以降の議事進行を河崎部会長にお願いいたします。

○河崎部会長 それでは次第に従い議事を進めてまいります。本日の終了は午後4時を予定しておりますので、円滑な議事の進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

では、まず初めにゲストスピーカーからのお話をお伺いしたいと思います。それでは久保沢さん、よろしくお願い申し上げます。

○久保沢 皆さん、はじめまして。京都教育大学大学院に在籍しております久保沢寛（ゆたか）と申します。手話では「ゆたか」と読みます。なぜかといいますと、口の形が「ゆたか」と「ゆかた」が似ているのです。「ゆたか」「ゆかた」、口型が似ているので子どもたちが「あ、ゆかたか」と口形を読み間違えたのがきっかけで、私の手話ネームが広がったので、手話ではこのようにさせてもらっています。よろしくお願い申し上げます。

今日、お話の依頼がありまして、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。まだまだ不慣れですので、私の若い経験の中から皆さんにお話をさせていただきたいと思います。私の思いについてお話をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今日、私がお話しさせていただく流れです。1つ目、私の生い立ちからお話します。両親の背景などについてもお話をしたいと思います。その中で私がどのように日本語と手話に触れていったかというところを、皆さんにお伝えしたいと思います。2つ目は私にとっての手話は何かということなのです。最後の3つ目は「養育・教育において手話—『手話を獲得する』ための保障についてはどのようなことがあるかについて」、お話をしたいと思います。

まず私の生い立ちについてです。家族は4人です。父と母と兄と私です。4人とも聞こえないデフファミリーです。家の中では手話で話をしています。私が小さいときには母は手話と音声言語を使っていました。話しながら手話をするのです。私ははっきりと記憶をしていないのですが、自分が手話と日本語の2つを理解できたのは母のおかげと思っています。そのことについても、あとでお話をしたいと思います。

父は青森生まれ。ろう学校で育ちました。高校を卒業したあと、仕事で東京に移ってきまして、仕事をしながら手話の講師活動などもしておりました。そのときに大杉豊さん、森壮也さん、今すごく活動されている方ですが、その方々が大学におられるときに、父が手話の指導をしたと聞きました。「ああ、そうなのか」とびっくりする話ですが、そのような父の姿があったのだと、あとで聞いて非常に感心したところです。

母は東京生まれで聞こえる学校ですと育ちました。ろう学校の経験はありません。高校まで口話教育ですと育っています。ですから手話は使っていませんでした。高校を卒業したあと職業訓練校に通いました。仕事に入る前にいろいろな技術を身に付けようというところなのです。そこへ行ったときに聞こえない友だちと出会ったのです。その聞こえない集団の中で手話を獲得していきました。そのあと父と出会って結婚し、生まれたのが兄と

私の2人です。

兄は中学校まではろう学校に通いました。高校からは聞こえる人の学校に通いました。どうして聞こえる人の学校に替わったかと聞きますと、聞こえる世界を体験してみたい、将来のことを考えると、社会に出たときに周りは聞こえる人ばかりなので、自分一人が聞こえない。その時にまごまごするのではなくて、聞こえる人たちの世界に挑戦してみたいという思いがあって、聞こえる人の学校を選んだと聞きました。今も東京で働いています。職場では音声言語は使わずにすべて筆談でやり取りをしています。聞こえない友だちと話すときはもちろん手話で話をします。

先ほど話しましたように、家の中では聞こえない家族ばかりですので、手話で話をしています。しかし、面白いことがありました。母だけが口話で育ってきたものですから、私が小さいころ父親とけんかをするときには、怒ってしまうと母はどうしても音声言語が優先してしまって、口で話してしまうのです。父親は聞こえません。ですから、母親は筆談で紙に文章をいっぱい書いて、怒って、いかっている言葉を全部書いて父親に話すのです。父親はそれを見て読んで筆談で返す。また腹を立てて書いて返すという筆談のやり取りでけんかをしていました。私が小さいときにそんな様子を見てびっくりしました。普段は手話で話すのですが、怒ると音声言語が優先してしまうのです。でもそのうち、そんなけんかも手話でけんかをするようになりました。ということは、家庭の中でずっと手話を使っていますよね。そんな家庭環境で母も生活をしていて、手話の力がぐんぐん増えていったのだと思います。ですから、私たち兄弟も手話が身に付いていったのではないかと思います。本当に家族の中ですが、面白い経験だと思います。

家族の中で日本語の教育がどのような点かということです。父親の親戚、母親の親戚、すべて聞こえる人たちです。親戚の人たちと話すときは口話ばかりです。音声言語ばかりで話をします。でも父親は音声言語が苦手です。でも、家族はそのような父親を理解しているので、大事な話のときは筆談をして対応するようにしています。お互いに書いている内容を見て、確認し合って伝え合う繰り返しをしています。

父親は、口話は苦手と言いましたが、いつも新聞を読んだり、本を読んだりしていますので、そのような中身を父親に質問しましても、「株はこうなっている」「・・・はこうなっている」と、いろいろな話題の話をしてくれます。父はジャイアンツやタイガースなどの野球の話もしてくれまして、父はジャイアンツが嫌いですが、そのような話も質問をすると、顔をしかめながら話してくれたり、いろいろな思いを話したりしてくれます。ということは、文章を読む力があるということです。母とけんかをしたときも、筆談でけんかのやり取りをしています。そのときも書く読む力はあるということです。そのことはすごいと思いました。

母の場合ですが、口話教育で育ったと言いました。家族の場合も頭の中で音声言語と手話が切り替えられるのだと思います。当然、音声言語のほうが多いのですが、商店街で買い物をするときには音声言語の言葉でやり取りをしています。パートで仕事をしているのですが、そのときにも簡単な内容を音声言語で話をしていました。でも、きちんとした大

事なこと、確認しなければならないことは、文章に書いて筆談でのやり取りをしていました。

役所に行ったときや病院に行くときには、必ず手話通訳を呼んで手話でコミュニケーションを取ります。そのときにも母は音声を使わずに、声は出さずに手話で会話をする。音声言語は手話通訳士に任せてコミュニケーションするという形を取っています。父も父の親など、家族の中だけでは音声言語で話をしてはいますが、商店街やお店や歯医者や役所では必ず手話通訳を頼んで、音声言語を使わずに手話で、音声言語は手話通訳士に任せて、コミュニケーションをする形を取っていました。そのような家族の中で、日本語というのは、やはり大事で伝え合うためには筆談でやり取りをする。そうするとお互いに安心できます。会話の方法の中に日本語があるというくらいの認識でした。

私の教育歴といえますか、教育を受けた生い立ちについてです。私の聴力は右が100デシベル、左が60デシベルです。今は、補聴器は付けていません。6カ月から補聴器を使い始めました。画面には書いていませんが兄は3歳上です。兄が3歳のときに私が生まれました。兄はまだ幼稚部に通っていたので、私は家で留守番をすることができませんので、家の近くの保育園に預けられました。0歳6カ月のときです。そのときに補聴器を使い始めたのです。補聴器を付けた私を保育園に預けて、兄はろう学校の幼稚部に通っていました。たまにろう学校の早期教育部乳幼児のクラスに行っていました。そのときには私も兄と母親と一緒にいきました。そして、私は早期教育部に入って、兄は幼稚部に入って、終わったら一緒に帰るといふ暮らしがありました。保育園では長い時間います。ろうの子どもではそのように時々兄と一緒に通っている感じでした。大学まで東京で育ちました。それから大学院に入るために京都にやってきました。理由はいろいろあるのですが、今日は手話についての関係でのお話をしたいところなので、詳しいところは省かせていただきたいと思います。またどこかで機会があったらお話ししたいと思います。

ある中学校。小学校まではろう学校に通ったのですが、中学校からはそのような学校に通いました。小学校の6年生までは私はスポーツが好きでした。周りの子どもたちとスポーツで競い合うのです。野球、サッカー、いろいろなことをしました。その中でいつも一番だったのです。何かもやもやしました。もっと強い人と対戦してみたい。みんなはレベルが低いので、みんなに合わせて私もレベルを低くしなければなりません。もっといろいろな人たちと競い合いたい。でも、ろう学校の中では競い合うことができないので、つまらないなという思いが湧いてきました。

近くの小学校と交流をすることもあったのです。そんなときに近くの小学校の聞こえる子どもたちとは、スポーツで競い合うと負けたり勝ったりすることができます。そのようなことをするととてもわくわくしました。そのようなときに、もしこれから聞こえる人たちの中に入ったら、自分の好きなことができる。いろいろなことを競い合えるという夢がどんどん膨らんでいったのです。周りが聞こえる人ばかりだったらどうなんだろう。周りが聞こえない人ばかりの中で手話で話していると本当に楽しいです。安心できますが、周りがすべて聞こえる人になるとどうなるのだろう、心配だなあと思っていたときに、難

聴学級のある学校がありました。中学校の中に難聴学級があったのです。その難聴学級なら先生と1対1で話も勉強もできますし、周りに聞こえない子どもがいたり、聞こえる子どももいますので、その中でいろいろなことを競え合えると思いました。学校では口話ばかりを使う生活でしたが、家庭の中では手話で話ができますので、そのように手話と音声言語を使い分ける生活をしていました。

私は、生き立ちをお聞きいただいておりますように、ずっと手話で暮らしてきています。私がどのようにして日本語、手話を身に付けたかといいますと、左は60デシベルで聴力は軽いです。まあまあ音声を聞き取ることができます。小さいとき、ろう学校と保育園と二つ通っていました。家の中では手話で会話をします。ろう学校では手話と口話を使っています。保育園では音声言語だけ使っています。そのような環境の中で、自然と私の中に身に付いていったのです。母語は何かと私に聞かれますと、手話なのかな、音声言語なのかな、迷ってしまうところがあります。でも一つ言えることは何かということ、手話がベースにあって話ができるのです。

生まれたときには父親は手話で表現していましたし、母親は手話と音声言語を使って話しかけてくれます。聞こえる保育園では音声言語だけです。その中間のところですが、でも、手話が第一番に目に入ってきます。そして声も聞く。ということで口話もあります。手話と半々であります。

例えば、コップがあります。手話ではそれぞれの上に輪っかを作ってコップという表現をします。ペンがあります。コップとかペンとか、そのような単語はまず手話で、目で見て覚えました。ペンはこのように表すのだ。これがペンなんだなとまず頭に記憶されます。小さいときから手話で話をしていましたので、「今日は何」「今日はどうしたの」「今日はどこへ行くの、保育園」と手話で話をすると、「今日は遊んだよ」「何をして遊んだの」と言われると「すべり台かな」とか「おにごっこだよ」と会話が弾むようになっています。それで会話することができますね。生活の中で自然と手話が出てきて、文章が作られて会話が成立していきます。

日本語の場合だと音声言語で話をされても、何を言われているのか、あいまいでわからないところがあります。文脈がありますよね。文脈は手話で理解していて、そのあとで日本語にも文脈があるということがわかっていけたのだと思います。そのような環境の中で育ったので、手話と音声言語が身に付いていったのだと思います。

先ほども言いましたが、手話がまずベースにあって、その次に日本語があります。手話があって、その上に日本語を重ねるという感じで、私の言語が獲得されていったと思います。自分の思いを一番表現できるのは手話でした。第1言語は何かと聞かれると当然手話だと答えます。でも、母語といわれたときには、日本語なのかな、手話なのかなと迷うこともあります。第1言語は何かと聞かれると、私は手話です。

第1言語で手話を確立しました。では、第2言語の日本語はどのように獲得したのかということですが、まず、ろう学校の幼稚部に行きますと発語の訓練があります。私には苦しかった思い出はありません。すぐに慣れましたし、一つはお菓子がもらえた。いろいろ

な発音の訓練をするときにお菓子をくれて、発音の訓練をするのです。それがもらえるので頑張ろうと思えたのです。

もう一つはたまたま音声もきれいに発音できたのです。ですから、先生も「うまいね」といつも褒めてくれました。反対に怒られた経験がないのです。褒められるものですから、苦しく辛いこともありません。楽しかったです。口話は楽しかったなと思っています。お菓子がもらえて、褒めてくれてうれしかったこと。そんな思い出が中心です。

でも大学に入ったあと、いろいろな聞こえない方の講演を聴きますと、いろいろな話を聞きました。口話の訓練は苦しかったという方が多かったです。1時間も2時間もずっと発音の訓練をさせられるとか。口話が下手だったら、発語が下手だったら、たたかれたり厳しく怒られるという方がいらっしゃったり、発音の訓練が終わってホッとして家に帰ったと思うと、また家の中でお母さんが訓練をし始める。苦しかったなというお話を聞くことがありました。もし発語の訓練がそんなに苦しいものだったら、大変だったろうなと思いました。

そのような幼稚部の経験がありまして小学部に入りました。ろう学校はよかったです。ろう学校でよかったことは、助詞の習得です。母がたまたま手話と音声言語ができましたので、どちらかということ日本語をメインに、それに合わせて手話をするという母親でした。「私はりんごが好きです」という話し方をしてくれます。私は何気なく聞いていたのですが、小学校のときに黒板に書きます「私はりんごが好きです」。「は」や「が」を強く表します。そのような表現方法を見て、助詞というものがあるのだと自然と知ることができました。文章がわかるときには手話でわかります。手話で文章がわかるので、手話で自由に会話ができるので、そのあとで日本語を見ると、日本語にも文章があるのだと自然に身に付いていたのだと思います。

先ほど言いましたように、母が音声言語と手話を使っていました。もし、母が手話を使わずに音声言語だけで私に話しかけていたら、何を言っていたのかわからなかったらと思います。また、ろう学校の小学部に行かずに、聞こえる人の小学校に行っていたら、口の形だけで話をされますし、話すスピードも早いです。ろう学校でしたら「私はりんごが好きです」とゆっくり進めてくれました。そのような時代もありましたから、聞こえる人の小学校に行っていたら、曖昧なまま日本語を獲得してしまって、育っていったのではないかなと思います。でも、きちんと手話もあって、音声言語もあって、筆談で書くこともできましたので、日本語の獲得ができました。そのようなつながりがあったと思います。

「私にとっての手話」についてお話をします。手話とは何かというところです。今までお話をしてきましたが、見てわかっていただけですように手話で育ちました。手話で言葉を覚えて、そのあと日本語を覚えました。もし手話がなければ、私の人生はすべてなくなってしまったも同然です。自分の言葉で自分の感情、うれしかったこと、悔しかったこと、怒っていること、そのような感情のすべてを表現できるのが手話です。今は怒っているとか、今は悲しいとか、それは手話を見たらわかります。伝え合うことができるのです。

もし、日本語だけで伝えようとしたら「私は悲しいです」とはっきり感情を表すことは

できないのではないかな。今、自分は本当に怒っているのかな。自分自身の気持ちもあいまいになってしまうと思います。手話があるから自分の気持ちを表現できる。自分にとって手話はそのようなものです。聞こえる皆さんは日本語がなければ生活できないですね。それと同じように、私にとっての手話は、手話がなければ生活ができないものということです。

私の思考や記憶の様式はどのようになっているのかを、お話をしたいと思います。いろいろなことを考えるとき、頭の中には映像があります。頭の中にダンスの引き出しがたくさんあるのです。例えば、ここの引き出しの中に小学校1年生の記憶が、このダンスの引き出しの中には並んでいるなどか。最近の出来事はここの引き出しに入っているなど、いろいろな引き出しがたくさんあります。その引き出しの中から、いろいろなものを引き出してきて、例えば、引き出しの中から引っ張り出してきて、そのイメージを聞こえる人、聞こえない人、皆さん同じだと思います。皆さんも頭の中に、そのようなダンスの引き出しがたくさんあるのだと思います。

大学院に入ったときにいろいろな立派な方と話をすることがありました。聞こえる方はほとんど頭の中では映像はないと言われました。びっくりしました。突然頭の中で場面が現れてくるのかな。映像の引き出しがあるはずだけだなどと思いましたが、聞こえる人たちはそんなものはないと言うのです。記憶について詳しいことはよくわかりません。河崎先生がそのような研究をされているということですので、興味のある方は先生に聞いて下さい。

手話の表現をするときは頭の中でビデオテープの映像が流れているような形になっています。その映像を手話で供出していくような形です。何か記憶を思い出すときには写真が出てきます。例えば、今日皆さんとここでお会いしました。皆さんが並んで座っておられます。この写真が頭の中に浮かんできて、その場面を手話でお話しすることができます。手話の場合は写真や映像が頭の中であって、それを手話で供出して話をしていきます。

日本語にする場合はその映像を音声言語に変えていく作業が必要になってくるわけです。文章の場合でも、それを文章にして書いていかなければなりません。頭の中をフル回転して話をしていかなければなりませんので、とても疲れます。中学生のとき高校生のときはずっと口話で生活をしていました。ストレスは溜まりますが、家に帰ると手話で話ができますので、頭をぼうっとしてリラックスさせて話すことができました。また、聞こえない友だちと出会うと手話で会話ができる。そんな場もいくつかありましたので、学校の中では口話ですごく疲れるのですが、家に帰ると手話でコミュニケーションが取れて、頭をすっきりさせることができる。そして、また学校へ行くという生活をしていました。もし、手話の環境がなければ、ずっと日本語で生活する環境だったら、本当に引きこもっていたのではないかなと思うくらいです。そんな自分が想像できます。

ずっと手話についてお話ししてきましたが、私にとっての日本語は何かをお話したいと思います。口話、音声言語は必ずしも必要なものではないと思っています。私の場合はたまたま口話ができます。でも、頑張って口話をしようとは思っていません。手話ができ

ない聞こえる人の中にいたら、声を出して話をします。

声でうまく伝わらなければ筆談をします。でも、とても大事なときはやはり筆談で意味を伝えます。ですから、口話は必ず必要とは思っていないのです。大事なところは筆談でやり取りをすればいい。本を読んだり、日本語を読んだりする力があれば、書いてやり取りすることができます。筆談でやり取りをすることはとても大事ですし、このような教育はとても必要だと思えます。

どうして口話が必要でないかといいますと、口の形を読み取るわけです。つまり、口の形に集中しないとイケません。ぼうっとして口の形を見ることは無理なのです。読み取れないです。口の形に集中して、今はこういう文章を言っているのだろうか、頭の中でいろいろなことを思い浮かべて、一生懸命文章を考える作業が頭の中で行われます。

もう一つは人と話しているときに、口話が読み取れないときに、後で「さっきはああいいうことを言っていたのかな」と思い出すことがあります。そのときはもう既に話が終わっているので、聞き返すことができません。そのようなこともあって、素晴らしい方が来られて、素晴らしい講演があるときにも、たとえ素晴らしい講演でも口話だけでは読み取ることは不可能です。ずっと口だけに集中して読み取ることは、後でどんな内容だったのか、内容すらしっかり記憶することができません。例えばそんなとき、手話通訳士が横について講演を聴くことができるとか、日本語の文章が出てきて、文章を読み取ることができれば内容がしっかりつかめます。そのような意味でも、手話や書記日本語が必要だということなのです。

口話に集中してしまうため感情も生まれてきません。感動することもあります。口の形にだけ集中して読み取っていることになるのです。ですから、それに対して自分が発言するときにも感情は出てきません。本当に辛い苦しい思いにさらされても、口の形ばかり一生懸命読んでいるので、そのような感情も伝わってきません。手話で話をされると、そのようなときの思いや感情もそれぞれ伝わってきます。一緒に感動することもできます。

中学校、高校のときには、聞こえる人の学校に通っていただけだったので、当然、先生も口話で勉強を教えてくださいました。先生の話はわかりません。朝から夕方までずっと口話で話をされるわけですから、ずっと口の形を見続けているので疲れてしまいます。ですから、もう自分一人で教科書を見て勉強するとか、家に帰って手話ができる家庭教師が来てくれましたので、その家庭教師に教わって勉強することをしていました。ですから、基本的に手話が必要ということなのです。

ほかの友だちの例ですが、大学受験も難しいと成績のことでずっと言われていた友だちがいました。その友だちが手話のできる家庭教師を家に呼んでもらって勉強したのです。勉強の中身を、目で手話で教えてもらおうと、伝えることができ成績も上がって、大学に受かることができました。口話だけでは勉強も分からないのです。手話なら分かったと彼も言っていました。

もう一つの例ですが、文章には文法があります。例えば「僕がカルタを探す」と「僕をカルタを探す」という言葉があります。聞こえる方だったら違いはわかりますよね。でも、

聞こえない者には、わからないときがあります。そんなときには手話で「僕はカルタを探す」。僕がカルタを探して見つけて、占いをするしぐさをする。僕がカルタを探すとということですね。そうすると、僕がカルタを探している文章の意味も分かります。

「僕をカルタが探す」はカルタが僕を探しているということでしょうか。子どもと話をしていると「僕がカルタを探すのだよね。え、カルタが僕を探すの」と、手話で話をしていると、そんな言葉の意味もすぐに伝えることができるのです。そのような話を聞いて、やはり違うのだなということがあります。やはり手話は大事な言語です。そのように手話にも文法があって日本語とは違います。きちんと手話の力があればいいのですが、そのような力を持っている聞こえる先生たちが少ないのが残念なところです。

友だちとのコミュニケーションについてお話をしたいと思います。小学校のときにはろう学校に通っていました。ろう学校の友だちとは聞こえない同士ですから、当然、手話で話をします。先生方は時々口話を使う先生もいます。手話が苦手な先生もおられました。そのようなときには口話で先生とお話をします。いろいろな人に合わせて表現を切り替えてきました。

よかったなと思うことが一つあります。手話のレベルについて経験したことです。小学校3年生4年生くらいまでの間は、私は家がデフファミリーですので、手話で育ってききましたから手話ができます。でも、聞こえる両親の下に生まれた聞こえない子どもたちは、家の中では日本語、音声言語で生活をしているわけです。ですから使う手話も少ないです。聞こえるご両親の中には手話を使われる方もおられるでしょうが、ほとんど音声言語を使われています。そのような子どもたちは、ろう学校に入ってきてから手話を身に付けていくわけです。

そのような子どもたちと手話で話をするときには、私の手話がわからない時がありました。ですから、私が手話のレベルを下げて簡単な手話を使って友だちと話をしました。ゆっくり伝えるとか、簡単な手話単語で話をすることでコミュニケーションをしてきました。手話の技術にも差があると思いました。そのような友だちも5年生6年生になっていくと、自然と手話で話ができるようになってきました。昔はまだまだ手話の技術が未熟だった子どもたちも、いろいろな話をしている間に、どんどん手話が身に付いてきて、自然な手話で話ができるようにレベルが上がってきたのです。手話は手話の環境があればどんどん上達していくものだとわかりました。そして小学校6年生くらいになると、手話で同じように普通にコミュニケーションができるのです。とても大事な経験だと思いました。

中学校、高校では口話がメインで学校生活を過ごしていました。高校に関して、ろう学校と聞こえる人の学校とどちらにしようか迷いました。ろう学校には友だちがたくさんいます。自由に手話で話せる友だちがいます。でも、私は野球がしたくて、甲子園を目指したくて、ろう学校にしようかどうかと迷っていました。まだそのころはろう学校で甲子園を目指すことはできませんでしたので、ろう学校を選ぶか、甲子園を選ぶかということによって野球を選びました。甲子園を目指して頑張る野球の練習をしようと考えて、聞こえる人の学校を選んだのです。

私の場合は育ってきたろう学校もあります。聞こえない友だちもいました。家族も聞こえない家族です。私のことをわかってくれる居場所があったのです。そのような居場所があったので、いろいろなことにチャレンジができたのだと思います。居場所だけではなく、私には目標もありました。野球を頑張ろうという目標がありました。もし、そのような目標もなければ、高校の3年間を頑張り続けることは難しかったと思います。すぐにろう学校に帰っていたのではないかと思います。でも、高校時代に甲子園を目指すという目標の野球がありました。それを目がけて行こうという気持ちがあったので続けられたのだと思います。

ですから、高校時代の友だちには、高校に入って友だちができたらいいかなという感じでした。もう絶対に友だちを作ろうとまでは思っていなかったのです。実際に高校に入って友だちはできなかつたです。口話での会話の中に付いていくことができませんでしたし、友人という友人もできませんでした。今でもあまり高校時代の友人とは会いません。会いたい人もいません。当然、聞こえない友だちはいますし、会いたいと思いますが、高校の友だちはあまり会いたいとは思わないです。

ここには書いていませんが、大学でいろいろな活動をしました。例えば水泳です。聞こえる学生に私が水泳を教えるのです。そのようなときは口話だけではなくて、ホワイトボードに書いたり、身ぶりをしたり、音声言語やいろいろな手段を使って、聞こえる学生に伝えていきます。彼らも水泳の技術がどんどん伸びていきました。周りの人たちは「聞こえないって、どんなこと」と聞いてくれます。そのときに私もいろいろ話をして、私の聴覚障がいについての理解も広がっていきました。それで学生たちと対等に話ができるようになったのです。私が下でもなく、彼らが下でもなく、対等に話ができるようになりました。今、大学生活を振り返ると、大学で友だちができたな、よかったなという思い出があります。

最後に、三つ目の養育・教育における手話について、お話をしたいと思います。養育・教育の中での手話です。一番大切なことは何かというと、幼少期からの手話との出会いです。手話のレベルを磨く。手話のレベルは変わっていくものだと思います。私の家族は全員聞こえませんが、手話でのコミュニケーションでした。小さいときから手話でのコミュニケーションがありました。聞こえる両親の下で生まれた聞こえない子どもたちにはそのような環境はありません。学校に行くと手話と出会う。そんな出会いが大切だと思います。

二つ目は手話を獲得して生きている先輩と出会うことです。私にとってロールモデルは家族の中にいました。話がずれますが、家族の中だけではなくて、手話ができる先生がいました。世界旅行も好きで、その先生が聞こえない先輩と会うことがいい、ろう学校の先輩と会うのがいいと言って、ろう学校の先輩だけではなくて、国際的にいろいろな国にこんな聞こえない人がいるよ、あんな聞こえない人がいるよと、私をあちこちに引っ張って行ってくれました。いろいろな講演を見せてくれました。こんな世界があるのだ。こんな手話があるのだ。こんなことがあるあるのだと、私の視野が広がっていったのです。手話

を獲得して頑張っ生きていく先輩、そのようなロールモデルを知る。そのようなロールモデルがいることを知ることが大事だと思います。小さなときに手話と出会う場所があって、聞こえない先輩と出会う機会がある。そのような保障が必要だと思います。

手話についてお話しすると、手話にも方言があります。関東と関西では、例えば名前の手話も違います。関東ではこのような名前の表し方をします。関西の場合は名札の形で名前を表します。そのような違いがあります。また、父は青森で生まれ育ちました。関東の場合、電車はこのように表します。青森の場合は、電車はこのように表します。電車でも地域によって違います。方言があるのです。

また、世代によっても表現が違います。例えば、このような手話があります。子どもに野球を一生懸命に教えているのになかなかやってくれない。なかなか上達しない。野球の技術を教えているのに、なかなか上達しないときには、「まだまだだな」みたいなこのような手話をします。この手話は二度としない、このようなことは二度とやらないみたいな手話です。「気をつけます」みたいな、もう二度としないように気をつけるという手話です。父がこのようにしていたので、それを覚えて私も使うことがあります。でも若い人たちには伝わりません。「それは何」と皆さんは言われます。世代によって違うのだと思いました。

でも、先輩の人たち、年上の人と話をしていると、そのような表現は伝わるのです。世代間ギャップがあるのだと思いました。日本全国いろいろな手話がありますが、標準手話があるのか考えてみますと、まだそのようなものはないのではないかと思います。全国の聞こえない人たちが集まって話をしますが話は通じます。大丈夫なのです。標準手話があるのかどうかかわからないですけども、全国の聞こえない人たちが集まってお互いに伝え合うことはできます。個人的に伝え合う手話は、全国の人たちが集まって伝え合う手話はそれぞれあるのだと思いますが、最近はそのような研究も進んでいると思います。これからもっと研究が進んでいくのではないかと思います。標準手話があるのかないのか、そのところは私にはわかりません。手話について世代的なギャップがあるのか、標準手話があるのかというお話をさせていただきました。

一番伝えたいことがあります。それは会話として話をするとき、日本語で筆談することがありますが、音声言語、日本語で話をする場合、わからないところがわからないです。何か話しているのですが、意味がわからない。聞こえていないのです。情報がどんどん削除されている。聞きたいけれども、何を聞いていいのかもわからないところがあります。でも、手話で話をした場合「あ、ちょっと待って。今の話、何」と聞き返すことができます。話がわかるのです。わからないところもわかるのです。そこがいいところだと思います。わからないところがはっきりわかる。そうすると、聞き返すことができます。聞き返すことで答えをもらえると、そういう意味だったのかと話がすべてわかるのです。それが一番大事なところだと思います。

養育や教育においてすべてわかるところが一番大事ですし、そのような経験をぜひしなければならぬと思います。ですから、手話で伝えるとか話をするすることで、絶対わかり合える経験が積み重なり、日本語に結びついていくのだと思います。自分がわかる経験をし

たので、日本語が分からないので「すみません。ちょっと手話通訳してくれませんか」と手話で手話通訳を頼むことができましたのです。自分で考えることができますし、自分でわからないことを考えることもできて、すべてわかる経験を積み重ねていくことができるのです。そのような積み重ねが大事なのです。

最後に、昨年度、あるろう学校で非常勤の講師に行かせてもらって経験をしました。そのときに二つ経験したことをお話したいと思います。皆さんはご存じだと思いますが、あるろう学校では手話をベースにして教育が行われています。そこで気づいたことです。

一つ目はある学校で仕事をする前には、手話は大事だ、手話で教育することは大事だ、そのときは音声言語なんて必要ないと、手話さえあったらいい、聞くよりも手話だ。音声言語で言われたって意味がわからないし、と思ってあるろう学校に行きました。今は人工内耳の子どもたちも増えてきています。人工内耳を付けていますので、聞き取れる子どもたちも増えてきています。ですから、音声言語がいいという子どもたちもいます。手話と音声言語を使う子どもたちもいます。

手話と音声言語があれば、子どもたちもわかりますし、音声言語が好きな子どももいますし、音声言語を聞いて会話をする子どももいます。手話だけの子どももいます。いろいろな子どもたちがいたのです。その子どもの様子に合わせて教育をすることが大事だとわかりました。今までは絶対手話だけだと思っていたのですが、そのような子どもたちの様子を見て、音声言語も手話も必要だとわかりました。でも、そのような子どもたちの中には必ず手話があります。手話で話をしています。その間に時々音声言語が入ってくるという形です。基本は手話です。手話でコミュニケーションができています。

あるろう学校のスローガンがあります。「声が響き手話が弾む 希望のある学校づくりを目指して」。音声は伝える。日本語も書ける。手話も使える。すべて使える。それがいいのだということです。手話を認めるのはもちろんのこと、音声も認める。でも、手話で伝え合うことができる、それがベースです。それがあつた上で音声があり、子どもたちがそれぞれ伝え合うことができるのです。無理やりに声を出しなさいという教育はありません。自然と声が出ていて、伝え合う。そして、手話もして、口を動かして表現をする。そのような自然な形がいいのだと思いました。手話で伝え合える。わかり合える。ですから、音声も声も自然に出てくるのです。

二つ目は小さいときから、いろいろなことができる。手話もある。声も出せる。いろいろなことができるのがいいのだと思います。手話ができない人が来たときに、この子どもとどのように話をしようかと思ったときには、声を出すと話ができるかもしれません。そして、声を出してみても話をします。自分の声が聞きとれていなかったら、もっときれいに話せる子どもを呼んできて、その子どもに手話で内容を伝えて、声を出して手話のわからない人に伝えてもらう。自分の言葉を手話で持っているのであれば、自分の言いたいことを伝えるために、どのようにしたら相手に伝えることができるのかを考えることができます。音声や手話やいろいろな言葉をいろいろな環境の中で育つ。そのような環境が大事で、その中で育つ子どもたちがいいのだらうと思います。

伝え合うこと、わかり合える、その喜びがあります。でも、一つだけ違うことがあります。それはろう学校の先生たち。ろう学校の先生たちに手話は難しいです。音声言語で話す人も多いです。でも、あるろう学校の先生たちは難なく手話ができるのです。そんな様子を見てとてもうらやましいと思いました。

以上、私の話を終わらせていただきます。皆さんありがとうございました。私にとってもいい経験になりました。ありがとうございます。

○河崎部会長 久保沢さん、ありがとうございました。それでは、ここで皆さまから久保沢さんに質問をしていただきたいと思います。

○委員 お話をありがとうございました。もしかしたら私の聞き間違いなのか、聞き間違えたとしたら取り消します。

一般的には手話で会話をしているけれども、大事なときには筆談ですとおっしゃったと覚えているのですが。もし、そのようにおっしゃったのなら、どのようなことなのか、ぜひ、もう少し詳しく教えていただきたい。例えば「大事なときには」という「大事なとき」はどのようなときで、筆談でされるのか。そのようなことを教えていただきたいです。

○久保沢 質問をありがとうございます。大事なときに筆談をするといいますのは、聞こえる手話ができない人たちと話をするときです。たまたまそんなときに手話通訳士が呼べないとか、お店で簡単な話をするときで手話通訳士を呼べないときには、筆談でお話をする。「ケーキを2つ」とかを書いて渡す。そのような感じで、筆談で話をするということです。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○河崎部会長 ほかにご質問はないでしょうか。

○委員 ご講演ありがとうございます。お話の中で、あるろう学校の子どもたちに教えている先生のお話もありました。そのことで、手話があって、その上に音声言語があって、というお話だったと思いますが、音声言語、つまり声というのは先生がたまたま声が上手だから聞いて判断できる、それで教えられるのではないかと。その辺りのことがわからないので詳しく。

それをお聞きしたい理由は、聞こえない子どもたちは発語の練習をしていると思うのですが、声になかなか出来ない子どもたちもいると思います。そのときは書記日本語を覚えるために音声は必ずそこに入れないといけないわけではないと思います。日本語を書いて覚える。そして読んで覚える。そのことが基本にあって、たまたま音声の練習がうまくできる。そしてまた、少し聞くこともできるというのが、その上にあるのではないかと思うのですが。手話の上を書く日本語、読む日本語があるという意味で、最初の質問をさせていただきました。

○久保沢 ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおりです。音声言語は必要だと思っていません。それは講演の中でお話をさせていただきました。たまたま音声を出したほうが聞いて反応する子どもがいる。そのときには、声を出して口を開いてみたら「何」というようにして、手話と音声言語で話をします。そのような意味です。子どもも常に声

を出さなければならないということではありませんし、そのようにも思いません。普通に子どもたちも自分で判断しますし、私が聞こえないことを子どもたちにも言いますし、声を出して話をする子どもたちもいます。判断が難しい2歳3歳4歳の年齢の子どもたちの場合は、音声と手話を切り替えるのは難しいことだと思しますので、そのようなときには声を出しては駄目ということではないと思しますので、声を出したらまた自然に手話で話しかけます。わからないのかということがわかりましたら、基本的には手話をしながら、音声も出すという形でやっています。答えになっているでしょうか。

○河崎部会長 よろしいでしょうか。はい。委員、お願いいたします。

○委員 今日は実体験に基づく具体的な経験をお話していただき、本当にありがとうございました。質問ですが、久保沢さんは第1言語が手話だろうとご自身でおっしゃったわけですね。ビジュアルな形で脳の中でも映像の中で、言葉の引き出しから引き出すそうですが、第1言語が手話で、書記日本語、文字や文章を覚えていくに当たって、第1言語の手話をいったん音声日本語に変換して文字や文章にされるのか、手話から文字や文章にすぐ変換されるのか。その辺りはどのように第1言語としての手話と書記日本語のつながりがあるのか、体験からご説明いただけるとありがたいと思います。

○久保沢 ご質問、ありがとうございます。私の経験からいいますと、皆さんも同じかどうかわかりませんが、私の場合は手話、映像があって、それが頭の中で文章に切り替わっています。映像があって、文字が出てきます。それでその文字が音声言語になったり、筆談になったりとかしていくわけです。そのような方法です。よろしいでしょうか。

○委員 気持ちを表す文章にするときは、いったん音声化するわけですか。音声なしでも、すぐ文章になるのですか。

○久保沢 音声はありません。書記日本語、文字ですね。文字に替えるときに、映像から文字が出てきて、それを音声言語に置き替えることはありません。

○河崎部会長 はい。ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

○委員 講演ありがとうございます。最後のところで、あるろう学校の先生方が手話で教えられるというお話がありましたが、学校の中で、先生方が手話を学ぶ環境があるのかどうかを教えていただきたいと思います。他のろう学校では聞こえない子どもが聞こえる先生に手話を教えることがあるのですが、あるろう学校ではいかがでしょうか。

○久保沢 ご質問ありがとうございます。ある学校は去年までは、聞こえない先生が個人的に集まって手話を教えられたり、自分で勉強をされたり、そのようなところが多かったのですが、今年はきちんと学校として手話講座を設けられて、そこの担当は聞こえない先生です。その先生方が手話を教えられて、新人の先生や手話を覚えたい先生方が来られて、教えておられるという話を聞きました。

○河崎部会長 ありがとうございます。ご質問が特にありませんでしたら、これで先に進みたいと思います。よろしいでしょうか。久保沢さん、ありがとうございました。

それでは委員提出資料に基づきまして、委員の方々の意見をお伺いしたいと思います。まず、委員からお願いいたします。

○委員 簡単な「言語としての手話の捉え方について」は、私自身の捉え方ということで、提出させていただいた資料です。

私の述べることがすべての障がいの聴覚にある方にとって、これが適切なのか、あるいは不適切なのか、私としては判断できないところがありますが、私なりに手話はこのようなものではないかということで、今日は書いてまいりました。そのことと合わせて、私なりの意見を述べたいと思います。

手話には（Ａ）そして（Ｂ）といった捉え方があるのではないかと考えています。

（Ａ）は音声日本語に対応した手話という捉え方です。私自身が手話を伴って話をするときには、このような捉え方をして口話の補助的あるいは補完的手段として手話表現を伴っていると実感しているところです。

（Ｂ）はいわゆる日本手話という捉え方になるのでしょうか。第１言語として獲得した手話は音声言語とは異なる独自の文法があるといわれています。先ほどの久保沢さんのお話もそうですが、私自身には実感のない分りにくい、理解し難い言語思考があると思います。そのようなビジュアルな言語ではないかと想像しています。第１回検討部会で松本弁護士から、日本手話と対应手話を区別して議論する必要はないという説明がありましたように、私もここで対应手話なのか日本手話なのか、そのことは別にして、この図式の中では手話という表現で統一しています。

下の三つの丸については、聴覚に障がいのある方が活用されている言語手段を図で示してみました。手話を基調とされている方、聴覚の活用や口話を基調とされている方、そして口話と手話を併用されている方がいらっしゃると思います。下の丸で囲っている書記日本語は私にとっては最も正確で客観的に伝達する、高次な日本語ではないかと考えています。例えば、学校では教科書であったり、要約筆記であったりという形で、取り入れられていると思います。要は新聞や文化、説明書き、報告書、手紙、電子メールと幅広く書記日本語は活用されていると思います。

私は、手話は言語として重要であり、条例の制定によって、その獲得や活用が広がることを強く望んでいますが、その立場から次の二つのことについて意見を述べます。

一つ目は聴覚障がいの定義と失聴の時期。補聴器や人工内耳の装用の状況。本人及び家族のニーズ等で、主たる言語手段、いわゆる第１言語は聴覚障がいの方によって異なるのではないかと考えています。手話言語条例の制定にあたっては、主たる言語手段の選択や学習方法の決定は、本人と家族、関係者の協議に委ねられるべきであって、手話は非常に重要と考えているのですが、「手話の使用を押し付けられる」という受け止めになるような条例の表現については、避けたほうがよいのではないかと考えています。その上で手話も普及を図ることを目指す。手話は非常に大事な言語手段だと考えています。ただし、言語手段には様々な多様性があると踏まえた形で、条例に表現する必要があるのではないかと考えています。これについては様々なご意見もあると思います。

二つ目の意見は手話言語条例の目的に共生社会の実現をぜひ明記していただきたいと願っていることです。この条例の趣旨は、手話が言語であり、その獲得、学び、使用の拡充

を推進すること。この趣旨はその獲得や学びや使用の拡充を推進することですが、最終的な目的は聴覚障がいのある方もない方も共に認め合い、わかり合い、支え合える共生社会の実現にあるのではないかと考えます。

もしかすると、皆さまからお叱りを受けるかもしれませんが、あえて申し上げますと、手話は重要な言語手段です。しかし、手話が言語のすべてではないと思います。手話がすべてではないと思います。手話はもちろん音声による日本語も書記日本語も含めて、聴覚障がい者と健聴者が意思疎通し、互いに認め合い、わかり合い、支え合う共生社会の実現を目指していくべきではないかという意見です。その一助となり得る条例が制定されることを強く望んでいるものです。以上でございます。

○河崎部会長 ありがとうございます。ただ今のご意見に対するご意見やご質問については、次のご意見、そして事務局からの資料説明が終わったあとに、合わせて伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続いて、委員からも資料を提出いただいておりますので、ご説明をよろしくお願いいたします。

○委員 ある協会から、昨年度1年間の各種学校に対して、手話に関わる学習の講師派遣の実績の報告です。それぞれの学校の求めに応じて、手話教室や学習の場に講師を派遣しました。健聴、ろうの講師を含めての数になります。大阪府立高校は4校、私立高校も4校、専門学校、大学それぞれに表の通りの依頼があり派遣いたしました。内容については配布資料に載せております。また、テキストやテーマに合わせて、講演などをやる時もあります。このような事業を通して手話の普及をしております。

○河崎部会長 はい、ありがとうございます。そちらについても、ご意見、質問をいただく前に、事務局から資料説明をお願いしたいと思います。

○事務局 要件のみの簡単な説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず資料1をご覧ください。「手話言語条例検討部会提言（素案）」でございます。

まず、手話言語条例の制定に向けてです。今後、条例の制定やそれに関して取り組むべき内容の基本的認識を、これまでの議論を基に整理しております。簡単ですが、早口で読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○手話は、言語です。

言葉が認められるということは、その人自身が認められるということ、

言葉が尊重されるということは、その人自身が尊重されるということ、

言葉を言葉として認め、尊重するということは、その言葉を使う人たちや、その人たちの歴史や文化、権利を尊重し、認めるということです。

私たちは今、手話を言葉として尊重し、認めていかなければなりません。

○そのためには、人々の様々な生活場面—

「暮らす」、「学ぶ」、「働く」

といったそれぞれの場面において、

「手話を獲得する」、「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」、「手話を使う・守る」

という、言語としての手話に関する取り組みを広げていくことが重要です。

そうすることで、手話が言語として社会で認められ、手話を通じた会話で、心とこころが結ばれる社会を目指していくべきです。

○そのための大きな第一歩として、大阪府は手話言語に関する条例を制定すべきです。

そして、条例を制定することで踏み出した歩みを、少しずつでも止めるべきではありません。

たとえ遠い目標でも、いつか辿りつく日が、きっと来ることを信じて。

ということの基本認識としてはということで、素案として進めさせていただいております。現在、基本認識として示させていただきました生活場面の内「暮らす」ことに基づいて、これまでの議論で、駆け足で申し訳ないですが、資料1-6をご覧ください。A3で重ねている資料です。見つけ易いものでございます。資料1-6でございます。これまでの部会でお配りしている資料と同じでございます。

資料1-6で、暮らす、学ぶ、働くという場面に沿って「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を使う・守る」分野それぞれで、どのようなときに大阪府が取り組んでいて、今後何を取り組むべきかという議論をこれまでの部会でしてまいりました。それに基づいて、資料1-1「手話言語条例検討部会提言（素案）」に取りまとめをさせていただいております。

「暮らす」については、手話が言語として尊重されていったら、今後どのような社会になっていくのかを説明しております。もし（手話が言語として尊重されたら…）、このような社会になるだろうということで、

- ・より多くの場面で、「手話を使う」ことができるようになります。
- ・「手話を学ぶ」、「手話で学ぶ」人や機会が増えます。
- ・手話に関する様々な研究が進みます。

といったことをまとめさせていただきました。基本理念でも触れておりますが、遠い目標だとしても、まずそのために取り組んでいくことが重要です。その1つとして、

・聴覚に障がい（疑い含む。）のある子どもの言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の習得」を支援する環境づくりが必要です。と、させていただいております。続きまして、

・より多くの人々が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくりが必要です。

と、まとめさせていただきました。これらに関して今までいただいております委員各位の主な意見を記載させていただいております。特に河崎部会長から前回の部会において、資料提出と共に意見をいただいておりますので、別添として付けておりますが、時間の関係で説明を割愛させていただきます。

続きまして、次のページです。「学ぶ」ということで、まとめさせていただいております。（手話が言語として尊重されたら…）、そのような社会がきたらどのようなようになるかをお伝えしております。

- ・学校で、「手話で学び」、「手話を学ぶ」ことができます。

そのために、まず取り組んでいくこととして、

- ・学校の手話に関する課外活動を活性化させる環境づくりが必要です。
- ・学校に手話が広まっていく環境づくりが必要です。

前回、委員からこれについても資料の提示とともに、意見をいただいております。別添として付けさせていただきます。そのほかにも委員各位からご意見をいただいておりますが、時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

続きまして、三つ目の生活場面として「働く」という場面で、もし（手話が言語として尊重されたら…）どのようになるかということで、

- ・「手話を使う」ことのできる人が、人材として、より尊重されます。

そのために、まず取り組んでいくこととしては、一つ目

・CSRなどに取り組む企業等と連携して、言語としての手話が社会に広がっていく環境づくりが必要です。

二つ目

- ・企業等の積極的な言語としての手話の普及をPRしていく環境づくりが必要です。

これに関連いたしまして資料2がございます。とじている順番にいきますと、先ほどご覧いただきましたA3資料1の次に付いてございます。前回、委員から手話に関して取り組んでいる企業の例を平たく報告せよという宿題をちょうだいしまして、事務局で調べました。公開されているCSR報告書などを基に、大阪府において独自に調査したものでございます。

概要でございますが、基本的には12社ほどが主だった取り組みをしております。もちろんこのほかにも多数の企業が手話に関する取り組みをしております。中でもとりわけご紹介すべき例としましてはB社。東京本社の金融機関でございます。お客さまから寄せられた声を元に、聴覚障がい者からの問い合わせに、手話オペレーターがテレビ電話を通じて手話又は筆談で受付・通訳を行うサービスを展開されております。

続いてE社。東京に本社がある通信関係の企業です。独自に手話教室、入門者から上級者を対象に4つのコースを東京と大阪で展開されています。最長で10カ月にわたって30回の講座を開催されておられます。有料でございます。大体6万円の方です。そのほか、遠隔手話対応ができる店舗を展開したり、ゲームで学べる手話辞典という無料アプリを展開したりしておられます。

最後にK社。愛知県本社の機械メーカーです。社内で手話のできる社員が聴覚障がいのある社員の皆さんをサポートする「手話サポート制度」を導入されておられます。障がいのある部下のいる上司との意見交換会の実施や社内のイントラネットを使って、手話を学べる動画辞書の公開などを行っています。ここに記載していないのですが、この会社では聴覚障がいのある社員が・・・出場することを支援されるなどして、かなりの好成績を収めておられるといったこともPRされてございます。

今後このような企業独自の活動について、大阪府として連携や促進ができるかどうかを

検討していくべきではないかと考えます。

続きまして資料3でございます。前回、河崎部会長のご意見の中にも取り組みの事例として紹介をさせていただいておりました京都市の「にじっこ」の視察に行っていました。時間の関係で特にご報告すべきポイントだけをご紹介させていただきますと、乳幼児を対象に手話を使った絵本の読み聞かせや手遊びなどを、聴覚障がい者のスタッフが中心となって展開されておられます。特に印象的だったのが、事業概要特徴の下二つの部分です。利用者の子どもも保護者の方もスタッフとの関係が「友だち」のように見受けられまして、子どもさんも保護者さんもスタッフさんも非常に楽しそうな雰囲気が強く印象的でした。

視察した府職員が、子どもさんが落としたものを拾って渡してあげると、その子どもから「ありがとう」と。ほかにもたくさん手話をされたのですが、どうやらわからなかったようですが、大変流ちょうな手話で話しかけられて、言語の習得度合いをしっかりと確認することができて、非常に感動したという報告がございました。資料3については以上です。

最後に、前回に今回アンケート（案）を提示させていただきますと、申し上げたと思いますが、「手話言語」に関するアンケート（案）を提示させていただいております。アンケートの実施の方向は前回報告しているとおりでですので説明を割愛します。質問は全部で14問でございます。選択肢についての質問は、時間の都合上割愛させていただきますが、14問の構成についてご説明します。

1 問目。あなたは手話が言語であることを知っていましたか。

2 問目。手話について関心がありますか。

3 問目。先の質問で「非常に関心がある」又は「どちらかと言えば関心がある」と回答された方への質問です。その理由としてあてはまるものを選んで下さい。例には「自分自身がほかの人とコミュニケーションを取る際の主な方法が手話だから」とか「面白そうだから」とか「何となく」といった項目を並べています。

4 問目。同じくQ2で「手話に関心があるかどうか」という質問に対して、「まったく関心がない」又は「どちらかと言えば関心がない」と答えた方への質問です。その理由としてあてはまるもの。その理由として主だったものとしては「使うチャンスがないから」「難しそうだから」「何となく」といったものを挙げています。

5 問目。これまでに聴覚障がい者とコミュニケーションを取ったこと又は取ろうとしたことはありますか。ある、なしを伺います。

6 問目。これまで手話に接した経験はあるかどうか。ある場合に、最も印象深いものを選んで下さいという質問です。

7 問目。手話を学んだ経験がありますか。ある、なし。

8 問目。手話を学んだ経験で、「ある」と答えた方に、そのきっかけは何か。項目として主だったものとしては、「自分自身が他人とコミュニケーションを取る際の主な方法が手話だから」「友だちなどで手話によるコミュニケーションが必要な人がいるから」「楽しみや趣味」などを挙げております。

その習熟度についても9問目でさらに付加をしております。

10問目。手話を勉強したこと、学んだ経験がない方に、今後手話を学習する予定があるかどうか。

11問目で、今後、手話を学習する予定がないと答えた方への理由です。理由として並べているのは「忙しいから」「難しそうだから」「どこで学んだらいいかわからないから」などを挙げています。

12問目。手話に関してあればいいと思うものを選んで下さい。項目としては、「身近なところで手話を学べる場」「手話を発表し、競い合い、表彰されるようなイベント」などがあります。

13問目。自治体で手話通訳に関する講座を実施しています。そのことを知っていますか。

14問目。最後でございます。それを知っていると答えた方への質問です。どのように知ったかということで、大阪府が発行している「府政だより」その他の広報を項目として列挙しています。

質問（案）としては以上です。

事務局からのご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○河崎部会長 ありがとうございます。では、これまでに説明のあった点について、ご質問等をお願いしたいと思います。委員からのご意見、委員からのご意見、事務局からの報告についてです。挙手の上お願いします。

○委員 委員のご説明の中身について、一つ伺いたいことがあります。また、ゲストスピーカーのお話にも先ほど質問をされていたように、音声言語という言葉が使われていましたが、私たちは音声言語が一体どのようなものか、実際に聞こえないで育ってきた者にはわかりません。日本語に話し言葉（音声言語）と書き言葉があるとしたら、書いて覚える、日本語を覚える方法として書くという認識で、プラス読む。昔のろう学校はみんなそうだったのですが、口話主義だったせいもあって、非常に苦しい訓練を受けています。そのようなこともあるので、あまり上手でない発語をする、声を出すことは役に立たない。・・・補聴器が使えない方だと思います。

日本語を書く、読む力を身に付けることと、一方で、経験でいいますと、日本語というものが、読み、書き、覚える、そのあと私は手話を覚えました。どちらが先だったのか、わかりませんが、今日のお話にあったように、手話があって日本語を覚えたとおっしゃっていましたが、ただ、日本語と手話の切り替えがきちんと通じるところがない、切り替えるところがない。それがどこから来た言葉なのか。その辺り、それぞれが独立した言語だからか。

今、通訳を介して手話を音声言語に替えてもらっているのだけれども、本当に大変なことだと思っています。大変なことです。はっきりわかることは飲み会の席でろうあ者同士が手話で話をしている、多分そのような場面の通訳は無理だと思います。逆に、聞こえる人が飲み会で話をしている。それに似たような感じですよ。それを見てもわかるように手話が言語であるということ。日本語としては統一書き言葉としてある。私としては音声

言語という意識ではないのです。文章である日本語と手話との区分けはそれぞれが独立した言語としてあると、私は考えています。音声言語は必ず手話が付くという辺りを先ほどおっしゃっていましたが、その辺の意味を私には理解し難いです。

○河崎部会長 ありがとうございます。まず委員からお答えいただけますでしょうか。

○委員 今、ご発言いただいた言語に関する概念、手話の捉え方と音声日本語の捉え方が、いわゆる聴者とうろう者の言語間の疎通がうまくいかないところではないかなと、委員からご説明いただいたほうが、ひょっとしたらわかるのかもしれないなと思いました。

先ほど私が示した資料の補足というか、訂正させていただきます。(B)の音声日本語と手話を対峙させていますが、書記日本語に対しても、手話からラインを出したほうが正確なのではないかと、今日のゲストスピーカーのお話、そして、今の委員からのご説明を聞いて思うところです。これは訂正いたします。

私が申し上げたのは、世代によっても違いがあると思います。教育の違い、あるいは補聴器の性能の違い、教育の考え方の差の中で、例えば現在の聴覚支援学校をもっとつぶさに、子どもの学んでいる姿を見に来ていただければうれしいなと思っています。子どもによって聴力の違いもあれば、ご両親がろう者の場合もあるし、健聴者の場合もあるということ。あるいは補聴器がうまく適合している、適合していないという状況の差もあります。人工内耳を装着している子どもさんがどんどん増えていっている状況の中で、聴覚支援学校の特に幼稚部や小学部は、かなり音声日本語、口話による日常会話自体が、口話がかなりベースになった子どもたちも多くいます。口話に手話を重ねている状況のお子さんもいます。

一方では手話をベースにして、口話や書記日本語を重ねているお子さんもいらっしゃいます。私が申し上げたかったのは、聴覚に障がいがある子どもたち、大人も含めてですが、様々な聴覚の障がいのある方の中では、口話に音声日本語によるコミュニケーション、手話によるコミュニケーション、そして、書記日本語によるコミュニケーション。このそれぞれの使い分け、場合によっては併用することによって、聴者との間にスムーズなコミュニケーションが取れるのではないかと申し上げたかったのです。

ただし、何度も繰り返しますが、聴力に障がいのある方、幅広く聴力に障がいのある方のベースラインとなるコミュニケーション手段、特に話し言葉としてのコミュニケーションは手話であるべきと強く思っています。

○河崎部会長 ありがとうございます。どうですか。委員のほうからはどうでしょうか。

○委員 共生社会の大きな2つの柱として、府民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取り組みとユニバーサルデザインの街づくりを推進する取り組みがあります。我々目指す共生社会は、障害の有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することです。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。

すべての人々が、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解し、障害のある人への差別を行わないよう徹底したうえで、他者とのコミュニケーションスキルを獲得していくことが重要である。特にコミュニケーションの手段について合理的配慮が必要である人がいることを十分に理解したうえで、情報保障等を行うなど、そうしたひとが排除されることのないような社会を創りあげるべく、取り組んでいく必要がある。

しかし、手話を「言語」として、ろう者が手話を獲得し、手話による情報獲得、及びコミュニケーション保障はまだありません。手話は手指等の動きや顔の表情などで伝える語彙や文法体系を持つ言語であり、ろう者にとっての情報獲得とコミュニケーション手段です。ろう者が手話で聞こえる人と対等に社会参加をしていくためには、手話を「言語」として規定し、手話を獲得し学べるようにするための環境整備が必要になります。

聞こえない子どもたちは、聴力のレベル、発音のレベル、能力のレベル、それによってまちまちです。でも、基本は手話をベースにするということです。口話で「話せる」といっても、十分に通じる発音が身につくとはいりません。また、集団の中では役に立たないことが多いです。聴覚口話法の限界についてを聞こえる親は十分に知らないまま、親子の口話訓練が始まり、聞こえない子どもも聞こえる親も手話を身につけないまま成長し、聞こえない子どもをどう育てるかは、親が決めるでしょう。そのためには判断材料の提供が十分に保障され、相談できる適切な期間が整備されていなければならない。手話の必要性についての情報も与えられるべきです。

○委員 現在の子どもの多くは、言葉を話すのに合わせて手話を使っています。聴覚支援学校の授業あるいは文化祭などの行事では、音声と手話と身ぶりも含めて、そして、場合によっては字幕も活用しながら、トータルな形で気持ちや表現を伝えようとしています。ただし、子どもによってベースとなるところが、おそらく手話が基本になる子どもと音声の基本の子どもとに、もしかしたら分かれるかもしれません。その辺は私もわかりかねます。

○委員 説明は分かりました。音声中心に育つのだったら、社会に出て、仕事の指示、ミーティングなどとの会話も取りにくく、職場での意思疎通がうまくいかないこともあります。会議や研修に参加しても話されていることが聞こえず、内容が理解しにくいです。ですから、社会における手話通訳体制を整備していくことは大事なことと理解しています。

私は大学を卒業したあと仕事に就きました。専門は建設建築士です。1年に1回、建築基準法に関する研修会が必ずあります。朝10時から夕方5時まで講師がずっと話をされます。隣で要約筆記が対応してくれますが、聞こえないために研修講義内容を把握できなかった。研修会終了後、アンケートみたいな感想をうまく書けないため、受付担当が私を見て「ああ、やっぱり聞こえないからな。仕方ないな」と見下されたような経験もあります。そして腹が立ちました。

私はきちんと手話通訳を付けてほしいと強く要望しました。ようやく昭和52年に手話通訳が設置されて、手話で研修を受けることができ、研修講義内容をしっかり理解でき

た上、アンケートにはスムーズに書いて提出しました。去年は「ああ、ろう者だから少ししか書けないんだろう。」と思っていた受付担当が違いにびっくりしていました。どうして書けたのか分かりますか。それは手話通訳があるかないかの違いですと説明をしました。やはり手話は言語である上、ろう者に手話通訳付きの情報保障をすることは主催側の責任だと思います。

○委員 よくわかります。ただし、前回は申し上げましたが、聴覚に障がいのある子どもたちにとっては、障がいの程度の差はあったとしても、ベースとなるコミュニケーションの手段は手話であるべきだと思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。委員の意見について、委員、委員からご意見、質問等を伺って考えましたときに、委員が言っているのは、今、現実子どもたちが使っているコミュニケーションツール、つまりコミュニケーションの方法というか、学んでいるあり方として、手話だけではなく、かなり音声を活かした口話を使っている子どもたちがいるということですね。こうした現実において、もしも手話言語条例が、手話はろう者の言語であるから、全ての聞こえない子どもたちは手話を使うべきだと限定することになって、音声とその他の補完的なツールを取り上げてしまうと、口話で話す子どもに肩身の狭い思いをさせるとか、子どもに口話を学習させたいと思う親の願いを取り上げるとか、そのようなことがない学びの場を保障すべきだということで、教育現場からの大切な発言をいただいたと私は受け取りました。

先ほどから、委員も委員もおっしゃっているように、手話を言語と捉えるときには、それは視覚言語あるいは映像言語なのだというお話が、今日のゲストスピーチにもあったと思います。映像言語として一つの確立した言語であると。そして日本語、あるいは英語等も含めた音声言語は、聴覚的な言語であると。言語として、それぞれの特性を認めていくことが基本にあるべきだと思います。その理解のもとで、委員のご提案と委員、委員からの意見、ゲストスピーチにあった内容をつなげてみたいと思いました。よろしいでしょうか。はい。

○委員 大阪府から出された（手話言語条例検討部会）提言の素案についてです。「学ぶ」の「そのために取り組んでいくこと」のところ少し弱い気がします。例えば、私から発表した資料の中で、手話の授業を1年間通してやっている学校の数が載っていますが、現状でもこれだけの数があります。手話言語条例ができれば、手話を専門学校、大学の授業の中にもっと取り入れて、広く普及できるように働きかけていくことも大切だと考えます。

講師の派遣はある協会も協力できると思います。また、久保沢さんの講演にもありましたように、ろう学校の先生方が自主的に手話の勉強をしておられます。聞こえない子どもの通う学校で、新任の先生方が手話を身に付けるのは非常に大切なことだと思いますが、自主的に取り組むのはすごく大変なことです。条例によって学ぶ機会を保障するべきで、学習の中でも、言語としての手話を学ぶ機会を増やすことを強く入れるべきではないかと考えます。

○河崎部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 素案についてですが、特に内容的に追加があるわけではないですが、3カ所の訂正をお願いしたいと思います。

最初の「制定に向けて」の最後の行の「たとえ遠い目標でも」のすぐ上です。「踏み出した歩みを、少しずつでも止めるべきではありません」は日本語の表現としては成立していません。「踏み出した歩みを、少しずつでも」を優先させるのだったら「続けるべき」「止めるべき」を優先させるのなら「決して止めるべきではありません」という表現になると思います。これが1つ目です。

2つ目です。そのすぐあと「(主な委員意見)」の1つ目の「○河崎部会長意見(別添1-2のとおり)」の次。○の2つ目。「耳が聞こえないという状況がわかった時点で、どう言語」となっていますが、これはホームページに載ったとき、視覚障がい者が音声で聴いたときに「どうげんご」は多分、わかりません。「どのように言語」と変えてもらうと助かると思っています。特に変えなくてもいいようなものですが、変えていただきたいです。

3つ目は「■学ぶ一」という見出しの直前です。直前の「○手話は言語である以上、福祉的な発想ではなく、主人公は、大阪府民、その中の聞こえない方々に対して考えないといけない。手話を日本語と同等のものとしなす。」「みなし」は法律用語でいうと、「手話は言語ではないけれども同等として扱います」と。すごく問題になっている「みなし」です。例えば、点字は文字とみなすというのが公職選挙法にあります。つまり、点字は文字ではないけど、選挙の投票の時には文字として扱いますよという意味に使われています。ここは「認め」です。「手話は日本語と同等のものとしなす」としないと、「みなし」はちょっとまずいと思っています。できたらご検討いただけたらと思います。

最後に、委員の発言内容ですが、私は非常に感動して聞いていたのですが、ぜひ提言の中で何らかの形で取り入れてもらったらありがたいと思います。以上です。

○河崎部会長 ありがとうございます。非常に貴重なご指摘をいただきました。事務局もこれでよろしいでしょうか。

○事務局 申し訳ございません。委員のご発言の内、特に提言に取り入れるべき点について、子どもたちのベースとなるコミュニケーション方法はあくまで手話ですと、繰り返しおっしゃっていたので、その部分である認識しているのですが、それでよろしいのでしょうか。

○委員 いいです。

○事務局 ありがとうございます。

○河崎部会長 ありがとうございます。そろそろ時間となりましたので、この辺で今日のところは終了したいと思います。ありがとうございます。本日の議論は予定どおりの議論になっております。

○事務局 ありがとうございます。河崎部会長及び委員の皆さま、本当に長い時間、議論をいただきまして本当にありがとうございました。なお次回、最後になりますが、8月31日につきましても、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、第3回大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例検討部

会を閉会させていただきます。皆さま、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

(終了)